

地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業評価実施要領

16農会第1495号

平成17年3月23日

農林水産技術会議事務局長

総合食料局長

林野庁長官

水産庁長官

通知

第1 趣旨

地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業（以下「事業」という。）の評価の実施に際しては、農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針（平成13年4月17日農林水産技術会議決定）及び地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業実施要領（平成17年3月23日付け16農会第1493号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第6に定めるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 評価体制

1 評価会の構成、委嘱及び任務

(1) 評価会の構成

地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業研究課題評価分科会（以下「評価会」という。）は、実施要領第3に定める提案公募区分ごとに評価を実施するものとし、外部専門家（評価対象の研究開発分野又はそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体に属さない者をいう。以下同じ。）で、十分な評価を行うために必要な人数の委員をもって構成するものとする。

また、幅広い見地からの評価を行うため、必要に応じ、外部有識者（評価対象とは異なる研究開発分野の専門家その他の有識者で、評価実施主体に属さない者をいう。以下同じ。）を若干名、委員として加えることができるものとする。

(2) 評価会委員の委嘱

ア 実施要領第3に定める提案公募区分を所管する各局庁（以下「所管局庁」という。）の長（以下「所管局長等」という。）は、外部専門家又は外部有識者であって、次の条件を満たす者のうちから、その所管する評価会ごとに委員を委嘱するものとする。なお、農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）以外の所管局長等がその委嘱を行う場合にあっては、必要に応じ事務局長の了解を得た上で行うことができるものとする。

(ア) 本事業に係る研究開発課題について十分な評価能力を有し、かつ公正な立場から評価を行うことができる者であること。

(イ) その氏名及び所属並びにその者が行う評価結果の内容の公表についてあらかじめ同意している者であること。

イ 委嘱期間は、原則として平成21年度までとする。

ウ 所管局長等は、評価会委員がアに定める要件を欠くか、評価会委員として適当でないと認められる場合には、速やかに当該評価会委員に通知し、委嘱を取り消すことができるものとする。

エ 所管局長等は、評価会委員に対し、評価に要する経費を支払うものとする。

(3) 評価会委員の任務等

ア 評価会委員は、所管局長等が評価を依頼した研究開発課題について評価するものとする。

ただし、評価会委員自身が、当該研究開発課題の利害関係者（当該研究開発課題に係る事業実施主体又はその候補（以下「事業実施主体等」という）に属する者をいう。）である場合は、当該研究開発課題の評価には加わることができないものとする。

イ 評価会委員は、研究開発課題の評価により知り得た情報について、所管局長等が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究に利用してはならない。

2 評価会座長

各評価会に座長を置くこととし、座長は、評価会委員のうちから互選する。

3 各評価会の運営

各評価会に関する庶務は、実施要領第3に定める提案公募区分ごとに次の課が行う。

(1) 実施要領第3の1に掲げるものにあつては、総合食料局食品産業企画課

(2) 実施要領第3の2に掲げるものにあつては、林野庁林政部木材課

(3) 実施要領第3の3に掲げるものにあつては、林野庁森林整備部研究普及課

(4) 実施要領第3の4に掲げるものにあつては、水産庁増殖推進部研究指導課

(5) 実施要領第3の5に掲げるものにあつては、農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）先端産業技術研究課

4 関係者の出席

各評価会には、研究開発課題の説明等のため、事業実施主体等の職員及び所管局庁関係職員のほか、必要に応じ事務局職員並びに座長が必要と認めた者を出席させることができるものとする。

第3 評価の方法

所管局長等は、事前評価、期中評価及び事後評価を、以下のとおり実施する。

1 事前評価

応募された研究開発課題ごとに、研究開発の開始前に、当該研究全体の計画及び初年度の研究計画について評価を行うものとし、その方法は以下によるものとする。

- (1) 原則として、所管局長等は、その所管する評価会の開催前に、事業実施主体の候補が提出した書類（以下「応募書類」という。）を評価会委員に送付する。
- (2) 評価会委員は、送付された応募書類に基づき、別紙1の評価票を作成するものとし、座長は、これを取りまとめて、当該評価会においてヒアリングを行う研究開発課題（以下「ヒアリング対象課題」という。）を決定する。
- (3) (2)によりヒアリング対象課題を決定したときは、所管局長等は、当該所管する評価会を開催するものとする。

評価会においては、ヒアリング対象課題ごとに当該課題に係る事業実施主体の候補からヒアリングを行うものとし、評価会委員は、応募書類及び当該ヒアリングの結果に基づき、別紙2の評価票を作成するものとする。

2 期中評価

実施された研究開発課題のうち、研究期間が1年を超えるものにあつては、課題ごとに当該年度の研究成果及び次年度の研究計画について評価を行うものとし、その方法は以下のとおりとする。

- (1) 実施に当たっては、所管局長等は、その所管する評価会を開催するものとする。
- (2) 評価会においては、研究開発課題ごとに当該課題に係る事業実施主体からヒアリングを行うものとし、評価会委員は、当該ヒアリングの結果に基づき、別紙3の評価票を作成するものとする。

3 事後評価

実施された研究開発課題ごとに、研究開発が終了した後に、当該研究全体の総括的な評価を行うものとし、その方法は2の(1)及び(2)に準じるものとする。この際、評価票は、別紙4を用いるものとする。

第4 評価の項目等

評価会における評価項目及び評価基準は、評価の区分ごとに、それぞれ別表のとおりとする。

第5 評価結果に基づく対応措置及び反映

- 1 所管局長等は、その所管する評価会を開催したときは、当該評価会における評価の結果を別紙5により取りまとめ、事務局長に提出するものとする。

事務局長は、提出された評価結果を取りまとめの上、農林水産技術会議に報告する。
- 2 農林水産技術会議は、上記1の報告を踏まえ、事前評価にあつては研究開発課題の採否、期中評価にあつては研究計画の変更又は中止等、事後評価にあつては成果の活用方策等所要の対応措置を決定する。この際、必要に応じ評価会委員の意見を聴くことができるものとする。

- 3 所管局長等は、上記2の決定があったときは、事業実施主体等に、その応募し、又は実施した研究課題に係る上記2の決定結果を通知するとともに、当該事業実施主体等の要請に応じて、その理由について説明するものとする。
- 4 所管局庁は、上記2の決定に基づき、予算への反映等必要な手続を行うものとする。

第6 評価結果の公表

所管局庁は、第5の2の決定結果について、知的所有権等に十分配慮した上で、インターネット等で公表する。

別表 1

区 分	評 価 項 目	評 価 基 準
事前評価	①食料産業等のニーズからみた重要性 ②研究課題・手法の新規性、革新性、先導性 ③研究計画・実施体制の妥当性、目標達成可能性 ④投入予定の研究資源と予想される成果との比較 ⑤その他（別表2のとおり実施要領第3に定める提案公募ごとに設定。以下同じ。）	4：課題は是非実施すべきである 3：課題は実施した方がよい 2：課題は実施しない方がよい 1：課題は実施すべきでない
期中評価	①研究計画の達成度・達成可能性、妥当性 ②研究の成果	3：課題は順調である 2：課題の計画を変更する必要がある 1：課題は中止すべきである
事後評価	①研究計画の達成度 ②投入した研究資源の効率性及び妥当性 ③研究の発展可能性 ④研究の成果	4：課題の成果は、目標を十分達成した 3：課題の成果は、ほぼ目標を達成した 2：課題の成果は、目標を達成できなかった 1：課題の成果は、大きく目標を下回った

別表 2

実施要領第 3 に定める提案公募	別表 1 の評価項目のその他
1 食品産業と生産者の連携強化	開発した製品の市場性及び開発した技術が食品産業の競争力や活性化等に与える波及効果
2 地域材利用拡大推進	研究成果の早期事業化（製品化等）の可能性及び地域材利用拡大への効果
3 健全な森林力増進	想定される成果の活用による森林整備の低コスト化への貢献度合い（普及可能性）
4 水産業構造改革加速化促進	水産政策への合致性及び技術や製品の早期事業化の可能性、普及可能性
5 革新的技術による新生産システムの開発及び地域研究成果最適移転システム支援	左の欄のうち、革新的技術による新生産システムの開発にあっては、「研究成果の実用可能性・発展性、波及可能性」地域研究成果最適移転システム支援にあっては、「知的財産の実用可能性・発展性、波及可能性」

**地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業
課題評価票**

評価会名： _____

評価会委員名： _____

		事前評価（書類審査）	
研究機関名	研究開発課題名	総合評価（ヒアリングの可否）	
		評価基準	所 見
：	：	：	：
：	：	：	：
：	：	：	：
：	：	：	：
：	：	：	：
：	：	：	：

注．評価会委員は、別表 1 及び別表 2 に掲げる各評価項目を総合的に勘案して、評価基準（4：課題は是非ヒアリングすべきである、3：課題はヒアリングした方がよい、2：課題はヒアリングしない方がよい、1：課題はヒアリングすべきでない）に従い記入する。

地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業
課題別評価票

評価会名： _____
評価会委員名： _____

		事前評価(ヒアリング)
研究機関名		
研究開発課題名		
評価項目	評価基準	所見
①食料産業等のニーズからみた重要性	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	
②研究課題・手法の新規性、革新性、先導性	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	
③研究計画・実施体制の妥当性、目標達成可能性	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	
④投入予定の研究資源と予想される成果との比較	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	
⑤その他	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	
総合評価 (課題の採択等)	4：課題は是非実施すべきである 3：課題は実施した方がよい 2：課題は実施しない方がよい 1：課題は実施すべきでない	
	(所見)	

注. 評価会委員は、各評価項目の評価基準に○をつける。

地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業
課 題 別 評 価 票

評 価 会 名 : _____

評 価 会 委 員 名 : _____

		期 中 評 価
研 究 機 関 名		
研 究 開 発 課 題 名		
評 価 項 目	評 価 基 準	所 見
①研究計画の達成度・ 達成可能性、妥当性	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い	
②研究の成果	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い	(特筆すべき成果)
総合評価 (研究課題の 継続、変更等の見直し 等)	3 : 課題は順調である 2 : 課題の計画を変更する必要がある 1 : 課題は中止すべきである	
	----- (所 見)	

注. 評価会委員は、各評価項目の評価基準に○をつける。

地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業
課題別評価票

評価会名： _____

評価会委員名： _____

		事後評価
研究機関名		
研究開発課題名		
評価項目	評価基準	所見
①研究計画の達成度	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	
②投入した研究資源の 効率性及び妥当性	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	
③研究の発展可能性	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	
④研究の成果	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	(特筆すべき成果)
総合評価 (目標の達成等)	4：課題の成果は、目標を十分達成した 3：課題の成果は、ほぼ目標を達成した 2：課題の成果は、目標を達成できなかった 1：課題の成果は、大きく目標を下回った	
	----- (所見)	

注．評価会委員は、各評価項目の評価基準に○をつける。

地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業
課 題 評 価 票

評 価 会 名 : _____

			事 前 評 価
番号	研究開発課題名	研究機関名	研究開発課題の要旨
:	:	:	:
:	:	:	:
:	:	:	:

				期 中 評 価 ・ 事 後 評 価
研究開発課題名	研究機関名	評価結果	主なコメント	対処方針
:	:	:	:	
:	:	:	:	
:	:	:	:	

評価結果

- 4 : ○○
- 3 : ○○
- 2 : ○○
- 1 : ○○

注 : 別表の評価の区分に応じた評価基準の総合結果を記入する。